

月 農 農 号
令和7年3月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

月形町長 上坂 隆一

市町村名 (市町村コード)	北海道月形町 (014303)
地域名 (地域内農業集落名)	月形地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は基幹作物となる主食用米をはじめ、小麦、大豆、花き、果菜(メロン、スイカ、カンロ)、野菜(南瓜、トマト、ミニトマト、その他販売野菜)、酪農・畜産など、多種多様な生産が可能であることから、その経営形態は、水稲、花き、果菜等の専業と、水稲＋土地利用型、水稲＋労働集約型作物の形態が混在している。農業者の高齢化や担い手不足等による農家戸数の減少により、当地域の基幹作物である米の作付けは減少傾向にあり、経営面積の大規模化により土地利用型作物が増加し、施設園芸を含む地域の特色あるクリーン農作物の生産を維持することや、地域の担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

スマート農業技術などの導入により作業の省力化・効率化を図ることなどにより、地域の農地を地域で守っていくことを基本方針とする。水稲については、高品質米・良食味米生産のための透排水性(春・秋のサブソイラ等)の向上を推進する。高収益作物については、付加価値化を図るためクリーン農業に取り組み、収量及び品質向上のための排水対策の徹底等を推進する。麦、大豆については、基本的技術の適期作業の励行を徹底し、土壌の改善による収量の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,099.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,048.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

令和4年2月に策定した月形町人・農地プランと同様に、町内全域を1地区とし、農業振興地域の農業地区区域を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農閑期での農地の利用調整に向けた掘り起こしを行い、利用権の再設定、所有権移転へ移行する意思確認を行い、更なる集積について推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めるといった手段も取り入れ、遊休農地の発生を未然に防ぐ取り組みを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、各地域の実情に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の確保については、現耕作者が営農を続けられるよう支援を行いつつ、後継者への支援、新規就農者の受け入れや就農後の支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者の高齢化や担い手不足等による農家戸数の減少に対応するため、関係機関と連携しながら農業支援サービス等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害を防止するため、月形町鳥獣被害防止対策協議会と連携して計画的な駆除等の対策に取り組む。
- ②農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」の導入を推進する。
- ③関係機関が連携し、作業の効率化や人手不足の解決に有効な手段であるスマート農業技術の導入を推進する。
- ⑩新規就農者の受け入れを継続的かつ積極的に推進していくとともに、親元就農者などの農業後継者の育成・確保を推進する。